

● 建築物の用途制限の概要

都市計画法第34条第1号に基づく条例による建築物の用途制限の概要

○ 建てられる用途 ▲ 建てられる用途だが、面積・階数等の制限あり × 建てられない用途		① 地 区	② 地 区	備 考 (制 限 等)
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○*	○*	※ 非住宅部分の用途制限あり 原動機の出力制限あり
店舗等	店舗等の面積が150㎡以下のもの	▲	○	▲ 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ 2階以下
	店舗等の面積が150㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	○	
事務所等		×	▲	▲ 3,000㎡以下
ホテル、旅館		×	▲	▲ 3,000㎡以下
遊戯・ 風俗 施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等	×	▲	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス、麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券車券発売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、個室付浴場業等	×	×	
公共 施設 ・ 病院 ・ 学校 等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校	×	○	
	図書館、巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	
	病院	×	○	
	公衆浴場、診療所、保育所、老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	×	▲	▲ 3,000㎡以下
工 場 ・ 倉 庫 等	単独車庫(附属車庫を除く)	×	▲	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	▲	▲	▲ 当該敷地内にある建築物(自動車車庫を除く)の延べ面積以下かつ ①地区は 600㎡以下 1階以下 ②地区は 2階以下
		※ 一団地の敷地内別に制限あり		
	一般用倉庫(倉庫業を営まないもの)	×	▲	▲ 3,000㎡以下
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	▲	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	▲	▲ 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積3,000㎡以下
	自動車修理工場	×	▲	▲ 作業場の床面積3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理で量が非常に少ない施設	×	▲	▲ 3,000㎡以下	

注) ・本表は、建築基準表別表第二による概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
・記載の面積は、全て延べ面積です。